

# 宮津市公報

平成28年10月3日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務部総務課発行

## 目次

### 条 例

- 24 宮津市一般職職員の給与及び宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 ..... 1

### 告 示

- 106 市道路線の区域変更 ..... 2  
107 指定地域密着型サービス事業者の指定 ..... 2  
108 宮津市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱 ..... 3  
109 宮津市農業近代化資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱 ..... 4  
110 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施 ..... 4

### 公 告

- 43 公示送達 ..... 5  
44 公示送達 ..... 5  
45 公示送達 ..... 5  
46 公示送達 ..... 5  
47 宮津市人事行政の運営等の状況の公表 ..... 5

### 教 育 委 員 会

#### 《告 示》

- 14 宮津市教育委員会定例会の招集 ..... 10  
15 宮津市教育委員会臨時会の招集 ..... 10

### 選 挙 管 理 委 員 会

#### 《告 示》

- 35 有権者総数の50分の1の数 ..... 10  
36 有権者総数の3分の1の数 ..... 10  
37 有権者総数の6分の1の数 ..... 11  
38 選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額を定める告示の一部を改正する告示 ..... 11

### 農 業 委 員 会

#### 《告 示》

- 11 宮津市農業委員会総会の招集 ..... 11

## 条 例

宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 9月12日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第24号

宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 宮津市一般職職員の給与に関する条例(昭和30年条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表第 5 一般事務補助員の項中「6,300 円」を「6,600 円」に改め、同表中

「

保育士	日額	6,500 円
保育士(早朝保育等)	時間額	1,048 円
放課後児童クラブ指導員	日額	6,300 円
介護福祉士	同	6,700 円
看護師	同	6,700 円

を

」

保育士	日額	6,800 円
保育士(早朝保育等)	時間額	1,096 円
放課後児童クラブ指導員	日額	6,600 円
介護福祉士	同	7,000 円
看護師	同	7,000 円

に、

「

栄養士	日額	6,700 円
保健師	同	7,000 円

を

」

栄養士	日額	7,000 円
保健師	同	7,300 円

に改め、同表公園プール監視補助員の

項中「820円」を「850円」に改め、同表中

「

養護師	日額	6,500 円
用務員	同	6,400 円
給食調理員	同	6,400 円
幼稚園教諭	同	6,500 円
埋蔵文化財調査員	同	8,200 円
埋蔵文化財調査補助員	同	7,800 円
埋蔵文化財作業員	同	7,000 円
埋蔵文化財整理員	同	6,600 円
埋蔵文化財整理作業員	同	6,300 円

を

」

「

養護師	日額	6,800 円
用務員	同	6,700 円
給食調理員	同	6,700 円
幼稚園教諭	同	6,800 円
埋蔵文化財調査員	同	8,500 円
埋蔵文化財調査補助員	同	8,100 円
埋蔵文化財作業員	同	7,300 円
埋蔵文化財整理員	同	6,900 円
埋蔵文化財整理作業員	同	6,600 円

に改め、同表その他の項中「7,000円」

」

を「7,300円」に、「903円」を「942円」に改める。

(宮津市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 宮津市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和60年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 項の表第106号中「62,200円」を「65,100円」に改める。

別表第106号中「62,200円」を「65,100円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年10月2日から施行する。

## 告 示

宮津市告示第106号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、宮津市建設部土木管理課(本館南棟3階)において平成28年9月6日から平成28年9月20日まで縦覧に供する。

平成28年9月6日

宮津市長 井上正嗣

路線名	道 路 の 区 域				備考
	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
中 田 線	宮津市字里波見小字宮ノ越617地先から 宮津市字里波見小字浜田65の2地先まで	前	3.00 ~ 5.60	415.8	
		後	3.00 ~ 9.30	649.8	

\* \* \*

宮津市告示第107号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年9月9日

宮津市長 井上正嗣

- 1 介護保険事業所番号 2692000082
- 2 事業所の名称 あるけるデイ・ユメライフ
- 3 事業所の所在地 与謝郡与謝野町字男山217番地1-3号
- 4 指定申請者 有限会社メディカルケアタカオカ  
代表取締役 高岡敬一

- 5 主たる事務所の所在地 京都市伏見区深草直違橋七丁目266番地 1  
 6 代表者の氏名 高岡 敬一  
 7 代表者の住所 京都市伏見区醍醐七瀬川町869番地 7  
 8 指 定 年 月 日 平成28年 7 月15日  
 9 サ ー ビ ス の 種 類 地域密着型通所介護  
 \* \* \*

## 宮津市告示第108号

宮津市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年 9 月16日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成25年告示第24号）の一部を次のように改正する。

題名中「住宅用太陽光発電システム」を「住宅用太陽光発電システム等」に改める。

第 1 条中「住宅用太陽光発電システム」の次に「及び住宅用蓄電システム（以下「住宅用太陽光発電システム等」という。）」を加える。

第 2 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 太陽光を利用して発電するシステムで、市長が別に定める基準に適合し、かつ、未使用のものをいう。
- (2) 住宅用蓄電システム 住宅用太陽光発電システムに常時接続し、その発電した電気を蓄電するシステムで、市長が別に定める基準に適合し、かつ、未使用のものをいう。

第 3 条中「住宅をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

補助金の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とし、住宅用太陽光発電システム等の設置に要した費用に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度とする。

- (1) 住宅用太陽光発電システムのみを設置し、又は住宅用太陽光発電システムのみが設置された建売住宅を購入した場合 住宅用太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（以下「太陽電池モジュール公称最大出力」という。）の合計値（単位はキロワットとし、小数点以下第2位未満は切り捨てる。以下同じ。）に3万円を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、12万円を限度とする。）
- (2) 住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電システムを同時に設置し、又はそれらが設置された建売住宅を購入した場合 前号に規定する額に、太陽電池モジュール公称最大出力の合計値に1万円を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、4万円を限度とする。）及び住宅用蓄電システムの蓄電容量（単位はキロワットアワーとし、小数点以下第2位未満は切り捨てる。）に5万円を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、30万円を限度とする。）を加算した額

第 4 条第 2 項中「前項」を「前項第 1 号」に改める。

第 5 条中「住宅用太陽光発電システム設置費」を「住宅用太陽光発電システム等設置費」に改め、同項第 2 号中「住宅用太陽光発電システム」を「住宅用太陽光発電システム等」に改め、同項第 4 号中「第 2 条に規定する住宅用太陽光発電システムに該当するもの」を「住宅用太陽光発電システム等の仕様及び未使用」に改める。

第 8 条から第10条までの規定中「住宅用太陽光発電システム」を「住宅用太陽光発電システム等」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成28年 4 月 1 日以後に住宅用太陽光発電システムを対象とする電力受給契約を電気事業者と締結した者について適用する。

\* \* \*

宮津市告示第109号

宮津市農業近代化資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年 9 月20日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市農業近代化資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市農業近代化資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱（平成14年告示第27号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第110号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条第 1 項及び第 5 条の規定により告示する。

平成28年10月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 予防接種の種類 B型肝炎
- 2 予防接種の対象者の範囲
  - 1 歳に至るまでの間にある者（平成28年 4 月 1 日以降に生まれた者に限る。）
  - ただし、HBs 抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs 人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるものについては定期接種の対象者から除外される。
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
  - (1) 明らかな発熱を呈している者
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
  - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 3 回（27日以上の間隔において 2 回接種した後、第 1 回目の注射から139日以上の間隔において 1 回接種）
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
山 根 行 雄	山根医院

伊 藤 剛	いとうクリニック
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
宮 地 道 弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成28年10月1日から平成29年3月31日まで

## 公 告

宮津市公告第43号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部市民課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成28年9月8日

宮津市長 井 上 正 嗣

< 以下揭示済 >

\* \* \*

宮津市公告第44号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成28年9月12日

宮津市長 井 上 正 嗣

< 以下揭示済 >

\* \* \*

宮津市公告第45号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成28年9月21日

宮津市長 井 上 正 嗣

< 以下揭示済 >

\* \* \*

宮津市公告第46号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成28年9月28日

宮津市長 井 上 正 嗣

< 以下揭示済 >

\* \* \*

宮津市公告第47号

宮津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第4号）第6条第1項の規定により、平成27年度における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

平成28年9月29日

宮津市長 井 上 正 嗣

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

## (1) 部局別職員の採用状況（平成27年度）

部局	採用者数
市長の事務部局	5人
教育委員会の事務部局	1人
合計	6人

## (2) 部局別職員の退職状況（平成27年度）

部局	退職者数
市長の事務部局	12人
教育委員会の事務部局	1人
合計	13人

## (3) 部局別職員数の状況

部局	区分	平成27年4月1日			(参考) 平成26年4月1日
		職員数	男	女	
市長の事務部局		181人	120人	61人	180人
議会の事務部局		4人	2人	2人	4人
選挙管理委員会の事務部局		0人	0人	0人	0人
監査委員の事務部局		1人	1人	0人	1人
教育委員会の事務部局		38人	16人	22人	40人
農業委員会の事務部局		2人	2人	0人	2人
公平委員会の事務部局		0人	0人	0人	0人
公営企業		12人	10人	2人	13人
合計		238人	151人	87人	240人

## 2 職員の給与の状況

## (1) 人件費の状況（平成27年度普通会計決算）

歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B）/（A）	(参考) 26年度の人件費
11,265,332千円	2,055,643千円	18.2%	2,020,842千円（18.2%）

平成27年度普通会計（一般会計と休日応急診療所事業特別会計）決算に占める人件費の割合です。人件費には、一般職のほか、市長などの給与、議会議員、消防団員などの特別職に支給される報酬が含まれています。

## (2) 職員の平均給料月額と平均年齢の状況（平成27年4月1日現在）

区分	一般行政職		技能労務職		特別措置
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	
宮津市	308,421円	42.4歳	320,902円	53.2歳	行政職6級10.0% 行政職5級8.0% 行政職3級・4級5% 行政職1級・2級4% 削減措置後
(参考)国	334,283円	43.5歳	289,141円	50.2歳	

一般行政職とは、税務職、看護・保健職など専門職を除く職種です。なお、給料月額は税金や保険料等控除前の金額です。

## (3) 職員（一般行政職）の初任給等の状況（平成27年度）

区分	宮津市（4.0%削減措置後）		(参考)国	
	初任給	採用経過2年経過日の給料月額	初任給	採用経過2年経過日の給料月額
大学卒	168,192円	179,616円	174,200円	186,100円
高校卒	137,376円	145,440円	142,100円	150,500円

## (4) 職員（一般行政職）の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成27年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数30年
大学卒	267,378円	317,870円	351,595円
高校卒	219,360円	294,405円	361,732円

(5) 職員（一般行政職）の級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主任主査	係長 主任専門員 主任	副室長	室長	
職員数	23人	14人	57人	43人	23人	12人	172人
構成比	13.4%	8.1%	33.1%	25.0%	13.4%	7.0%	100.0%

(6) 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		月額等		特別措置	
給 料	市 長	675,000円		25%削減措置後	
	副市長	584,000円		20%削減措置後	
報 酬	議 長	387,000円		10%削減措置後	
	副議長	333,000円			
	議 員	315,000円			
期末手当			6 月期	12 月期	年間計
	市長・副市長		1.475月分	1.625月分	3.1月分
	議長・副議長・議員		1.475月分	1.625月分	3.1月分

(7) 主な職員手当の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	宮 津 市			(参考) 国		
	支給対象	支 給 額 等			期末手当	勤勉手当
期末・勤勉手当	基準日(6月1日・12月1日)の在職職員	支給期	期末手当	勤勉手当	同制度	
		6 月期	1.225月分	0.75月分		
		12 月期	1.375月分	0.75月分		
		年間計	2.60月分	1.50月分		
(加算措置) 職制上の段階、職務の級等による加算制度有						
退職手当	退職職員	勤続区分	自己都合	勸奨・定年	同制度	
		勤続20年	20.445月分	25.55625月分		
		勤続25年	29.145月分	34.5825月分		
		勤続35年	41.325月分	49.59月分		
		最高限度額	49.59月分	49.59月分		
(加算措置) 定年前早期退職特例措置2%～20%加算						
扶養手当	扶養親族を有する職員	扶養親族区分	月 額		同制度	
		配偶者	13,000円			
		その他	6,500円～11,000円			
(加算措置) 16歳～22歳の扶養親族加算 5,000円						
住居手当	借家等に居住し家賃を支払っている職員	住居区分	月 額		同制度	
		借家等(最高支給限度額)	27,000円			
通勤手当	通勤距離(片道)2km以上の職員	通勤方法	月 額		同制度	
		交通用具(自動車等)	(2km) 2,000円～ (60km) 25,900円 駐車場加算 月額3,000円まで			
		交通機関(鉄道等)	定期券(又は回数券)相当額 (月額上限) 55,000円			
管理職手当	副室長級以上の管理職員	室長級	給料月額×11.2% (20%削減措置後)		本府省 課長等 など	130,300円
		副室長級	給料月額×8% (20%削減措置後)			

時間外・休日勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員	勤務日の時間外勤務 1時間につき	当該職員の時間単価 ×1.25 (深夜勤務は1.5)	同制度
		週休日等(土・日・祝日等)の時間外勤務 1時間につき	当該職員の時間単価 ×1.35 (深夜勤務は1.6)	
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務等で、給与上特別の考慮を必要とする職員に支給(全5種類)			全27種類
	代表的なもの	社会福祉業務	1回2,000円 (死亡人収容業務)	
		感染症防疫作業	1日1,000円	
その他の手当	単身赴任手当・宿日直手当・管理職員特別勤務手当			同制度

平成17年4月1日から京都府市町村職員退職手当組合に加入しています。平成17年4月1日以降の退職者については、同組合から退職手当が支給されます。(支給率は、同組合の条例による支給率です。)

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(本庁など標準的なもの)

1週間の勤務時間 (月曜日～金曜日)	始業時間	終業時間	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時～午後1時

(2) 職員の年次有給休暇

制度概要	(参考)平成27年の平均取得日数
1年につき20日付与(ただし、20日を限度に翌年へ繰り越し可)	8.7日

(3) その他の休暇・休業制度

休暇の種類	内 容		休暇日数
病気休暇	原因	公務上又は通勤による負傷・疾病	療養に必要と認める期間
		結核性疾患	180日以内
		その他の負傷・疾病	90日以内
特別休暇	代表的なもの	産前・産後休暇(職員の出産時)	産前8週間・産後8週間
		結婚休暇(職員の結婚時)	7日以内
		忌引(職員の親族死亡時)	続柄に応じ1日～10日以内
		夏季休暇(夏期の諸行事等)	3日以内(7月～9月)
		子の看護等、学校行事への参加のための休暇	(1年につき) 子が1人:7日、子が2人:10日、 子が3人以上:子の数-2日+10日
	その他16種類		
介護休暇	職員の配偶者、父母等が、負傷、疾病等のため介護を要する場合		6月以内
育児休業	職員の子(3歳未満)の養育		職員の子が3歳に達する日まで

(4) 育児休業の取得状況(平成27年度)

取得者数		取得期間			
男性	女性	6か月以内	6か月を超え1年以内	1年を超え2年以内	2年を超え3年以内
0人	1人	1人	0人	0人	0人

平成26年度から引き続き取得中の者を除く。

(5) 自己啓発等休業の取得状況(平成27年度)

取得者数		大学等 過程の履修	国際貢献 活動
男性	女性		
0人	1人	0人	1人

## 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

## (1) 分限処分者数及び懲戒処分者数（平成27年度）

分限処分者数					懲戒処分者数				
免職	休職	降任	降給	小計	免職	停職	減給	戒告	小計
0人	5人	0人	0人	5人	0人	0人	0人	0人	0人

「分限処分」とは、職員が長期療養その他の事由によりその職務を十分果たすことができない場合の処分であり、「懲戒処分」とは、職員に職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その職員の責任を確認し、職場の秩序と規律の維持・回復を図るために行う処分です。

## 5 職員のサービスの状況

## (1) 職員の兼職等許可の状況（平成27年度）

区 分	許可件数	許可内容等
会社の役員等の地位を兼ねる場合	0件	
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0件	
報酬を得て他の事業若しくは事務に従事する場合	158件	統計調査員・選挙事務従事他
合 計	158件	

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

## (1) 職員研修の実施状況（平成27年度）

研 修 区 分	延受研修者数	研修内容等
集合研修 （研修講師による開催研修）	286人	新規採用職員研修・人権問題研修他
委託研修 （研修機関等での研修）	104人	京都府市町村振興協会（税務研修他）・府北部7市合同研修他
合 計	390人	

## (2) 職員の勤務評定の実施の状況（平成27年度）

実施内容	該当者数
定期昇給時の成績不良者	0人

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

## (1) 職員の公務災害等の申請・認定件数（平成27年度）

区 分	申請件数	認定件数
公務災害	2件	2件
通勤災害	0件	0件

## (2) 職員の福利厚生の実施状況（平成27年度）

区 分	実施団体	主な事業内容
厚生制度 （地方公務員法第42条）	宮 津 市 職 員 互 助 会	弔慰金等給付事業・家族慰安事業・体育大会開催事業他
共済制度 （地方公務員法第43条）	京都府市町村 職 員 共 済 組 合	医療給付事業・年金給付事業・福祉事業（保健事業・宿泊事業・貯金事業他）

## (3) 宮津市職員互助会への補助金の交付状況（平成27年度）

区 分	内 容
会員数（平成27年4月1日現在）	344人（うち宮津市職員239人）
宮津市職員互助会一般会計歳入額	33,596,630円
うち宮津市補助金 （補助率）	4,475,012円 （給料月額0.5%（職員負担分と同率））
宮津市職員互助会一般会計歳出額	19,015,468円
事務費	2,031,367円
福利厚生費	761,300円
事業費	10,080,398円
給付費	6,142,403円

## 8 公平委員会に係る業務の状況

## (1) 公平委員会の主な業務内容

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、必要な措置を行うこと。

職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。

## (2) 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況（平成27年度）

区 分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する不服申立て	0件

## 教育委員会

## 《告 示》

## 宮津市教育委員会告示第14号

平成28年第11回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。  
平成28年 9月16日

宮津市教育委員会  
委員長 生 駒 正 子

- 1 日 時 平成28年 9月27日(火) 午後 1 時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第 6 会議室

\* \* \*

## 宮津市教育委員会告示第15号

平成28年第12回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。  
平成28年 9月23日

宮津市教育委員会  
委員長 生 駒 正 子

- 1 日 時 平成28年10月 3日(月) 午前10時
- 2 場 所 宮津市役所 応接室

## 選挙管理委員会

## 《告 示》

## 宮津市選挙管理委員会告示第35号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成28年 9月 2日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

3 2 9 人

\* \* \*

## 宮津市選挙管理委員会告示第36号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成28年 9月 2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

5 , 4 7 6 人

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第37号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成28年9月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

2 , 7 3 8 人

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第38号

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額を定める告示（平成6年選管告示第16号）の一部を次のように改正する。

平成28年9月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

第4項中「及び専ら手話通訳のために使用する者に限る」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。以下同じ。）のために使用する者に限る」に改め、同項第2号中「及び専ら手話通訳」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

## 農 業 委 員 会

### 《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第11号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成28年10月3日

宮津市農業委員会

会長 藤 井 忠

1 日 時 平成28年10月11日（火） 午前9時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

3 議 題

議第27号 農地法第5条の許可申請に係る意見について

議第28号 非農地証明について

議第29号 農用地利用集積計画について

議第30号 農用地利用配分計画について